

共同実践の支給決定プロセスについて

※京都市障害福祉サービス等の概要（相談支援事業者向け）を基に作成しております。  
※口囲いの黄色網掛け部分が、今回追記している部分となります。

(1) サービスの利用開始まで

① 相談・申請

利用者（児童の場合は保護者。以下同じ。）は、保健福祉センター等（※1）又は指定特定相談支援事業者に相談し、保健福祉センター等にサービスの支給申請を行う。

② サービス等利用計画（※2）案の提出依頼

支給申請を受け付けた保健福祉センター等が、申請者にサービス等利用計画案提出依頼書「障害福祉サービスを利用される方へ サービス等利用計画案の提出のご依頼」等により指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案（セルフプラン（※3）を含む）の提出を求める。

③ 障害支援区分の認定（※4）（介護給付費（同行援護以外）及び共同生活援助（入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合）のサービスを希望する場合）

保健福祉センター等の調査員が利用希望者の居宅等を訪問し、聴き取り調査を実施する。

調査の内容及び医師意見書の記載からコンピュータ判定（1次判定）を行う。

市町村審査会において、意見聴取（2次判定）を行う。

④ サービス等利用計画案の作成

依頼を受けた指定特定相談支援事業者は、利用者と計画相談支援に係る契約をし、利用者の居宅等への訪問面接によるアセスメントを実施したうえで利用者の意向、認定された障害支援区分等を踏まえてサービス等利用計画案を作成する。作成したサービス等利用計画案について利用者の同意を得て完成させる。

完成したサービス等利用計画案を保健福祉センター等に支給申請するサービスの支給開始予定日の14日前までに提出するとともに、利用者等に交付する。

なお、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案に代えて、利用者が希望する場合等はセルフプランを提出することもできる。

④' 課題整理等総括表（案）の作成

指定特定相談支援事業者は、アセスメントを実施のうえ、課題整理等総括表（案）を作成し、サービス等利用計画案とともに、支給決定機関へ提出する。

※ カンファレンスを実施していない場合は、課題整理等総括表（案・確定版）の「案」に○をつけ、「カンファレンス等開催日」の欄を空けておく。

※ カンファレンス実施済みの場合は、課題整理等総括表（案・確定版）の「確定版」に○をつけて提出する。（⑥'のプロセスは省略可能です。）

⑤ 支給決定、受給者証等発行

保健福祉センター等は、提出されたサービス等利用計画案（セルフプランを含む）や勘案事項等を踏まえて支給決定を行い、利用者に支給決定通知書及び受給者証を送付する。

⑥ サービス等利用計画（確定版）の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定の内容を踏まえて必要に応じてサービス等利用計画<sup>案</sup>を変更し、サービス提供事業者等との連絡調整等とともにサービス担当者会議の開催等を行い、サービス等利用計画を作成する。作成したサービス等利用計画について利用者の同意を得て完成させる。

完成したサービス等利用計画を保健福祉センター等に提出するとともに、利用者等に交付する。

⑥' 課題整理等総括表のカンファレンス

支援方法の共有のため、カンファレンスを実施し、必要に応じて課題整理等総括表の修正を行う。

完成した課題整理等総括表（確定版）は、サービス等利用計画の確定版とともに支給決定機関へ提出をする。

※ 必ず、課題整理等総括表（案・確定版）の「確定版」に○をつけ、「カンファレンス等開催日」の欄を記載しておくこと。

⑦ 契約・サービス利用開始

利用者は、サービス提供事業者と契約し、サービスを利用する。

※1 保健福祉センター（右京区京北地域にお住まいの方は京北出張所）、発達相談所及び第二児童福祉センター

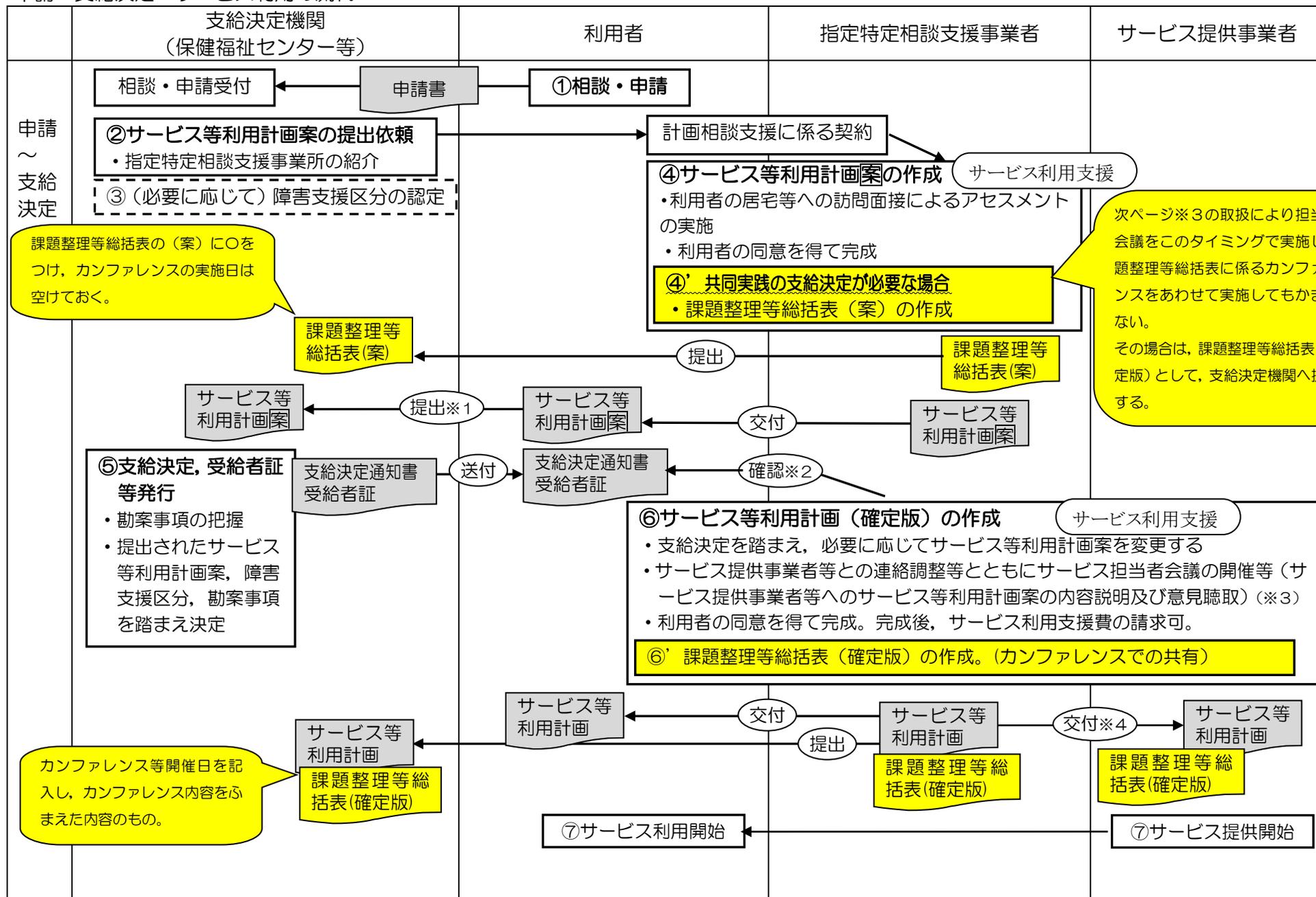
※2 障害福祉サービスや地域相談支援を計画的に利用し、生活の質をさらに向上させるため、生活全体の課題や目標を踏まえ、福祉、保健、医療、就労などの幅広い支援や、最も適切な障害福祉サービス等の組合せなどについて検討し、作成する総合的な計画

※3 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は利用者が希望する場合に提出される、指定特定相談支援事業者以外の者（本人、家族、支援者等）が作成するサービス等利用計画案をセルフプランという。また、セルフプラン利用者については、上記プロセスの④のアセスメント等、⑥及び⑧は行わないが、書面によるセルフプランの作成は必要。なお、セルフプランには、一律、利用者からの申出書の添付が必要。

※4 本市においては、緊急やむをえない理由がある場合は、1次判定をもってみなし区分認定とし、支給決定を行うことができる（新規申請の場合のみ）。みなし区分については、それ自体が正式な区分であり、その後認定された障害支援区分の結果と異なる場合であっても、利用者負担や報酬の差額を精算することはできない。

○ 指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を提出いただいた場合の支給決定等の流れ（共同実践）

申請～支給決定～サービス利用の流れ



- ※1 申請（新規・変更・更新）する障害福祉サービス又は地域相談支援の支給開始予定日の14日前までに提出（利用者同意のもと指定特定相談支援事業者から支給決定機関への提出可。）。また、新規申請の場合及びその他支給決定機関が求める場合には、支給決定機関へのアセスメント表の提出も必要（利用者への交付は不要）。
- ※2 利用者同意のもと指定特定相談支援事業者から支給決定機関への確認可。
- ※3 サービス担当者会議の開催等は「④サービス等利用計画案の作成」の際に実施することも可。ただし、「⑥サービス等利用計画（確定版）の作成」に当たり、サービス等利用計画案に変更がある場合（利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を除く）は、再度サービス担当者会議の開催等によりサービス提供事業者等へのサービス等利用計画案の内容説明及び意見聴取が必要。
- ※4 サービス担当者会議の開催等を「④サービス等利用計画案の作成」の際に実施した場合に、「⑥サービス等利用計画（確定版）の作成」に当たり、サービス等利用計画案から変更がない場合は交付を省略できる。ただし、サービス等利用計画案の内容で確定した旨をサービス担当者会議の参加者に連絡すること。また、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）があった場合は、変更内容を反映したサービス等利用計画をサービス担当者会議の参加者にも交付すること。